

令和2年度 指定管理業務 実績評価シート

作成年月日 令和3年5月19日

部課名 都市整備部都市計画課

施設名	駅前地区都市改造記念会館・駅前南地区都市改造記念会館
施設の設置目的	都市改造事業により再編される地域住民の交流促進及び福祉増進を図るため、記念会館を設置したものである。
所在地	駅前地区都市改造記念会館…弘前市大字駅前三丁目4番地5 駅前南地区都市改造記念会館…弘前市大字大町二丁目12番地7
指定管理者名	弘前市都市改造記念会館管理運営委員会
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
1 事業計画の実施状況	<p>管理体制、運営等については、おおむね計画どおりであり適正に実施されている。</p>
2 自主事業の実施状況	<p>自主事業を行っていない。</p>
3 市民サービス向上のための取組状況	<p>利用者から要望があったものは、次年度予算化し実施に努めるなどサービス向上のため適切に取り組みがなされている。</p>
4 市民ニーズの把握の実施状況	<p>施設に投書箱を設置するとともに、管理人が利用者から直接情報を得るなど適切に実施されている。</p>
5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）	<p>駅前会館の利用者数は、H30年は6,400人（稼働率66%）、R1は6,244人（稼働率73%）、R2は2,167人（稼働率37%）。みなみ会館は、H30年は1,114人（稼働率21%）、R1は1,781人（稼働率21%）、R2は738人（稼働率26%）。今年度は例年に比べ両会館とも新型コロナウイルス感染症による影響を受け、利用者は減少し、稼働率も3～4割と非常に低い状況である。</p>
6 指定管理業務の収支状況	<p>会計は、両施設の収支の合計となっており、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少したことから、市から指定管理料を追加した。また、節電や節水を呼びかけ、支出を最小限にとどめることができた。</p>

7 実地調査の結果

現金出納、領収書等の証拠書類を保管するなど、適切に管理運営されている。

8 成果指標の達成度

目標 5,900人（R1～R5の各年度）、実績2,905人（R2）、達成率49%

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	ほぼ適正に運営できている。	管理人が常駐できるスペースがなく、自宅の一部を使用している。現管理人は自宅店舗を利用しているが管理人を交代する場合は課題となる。年中無休の対応には管理人1人では難しい。
施設の管理	B	ほぼ適正に運営できている。	冬期間の駐車場の機械除雪は市の道路除雪と併せて行っているが、降雪が多い日は利用時間までに積もってしまい、管理人が除雪をしている。利用時間に合わせた除雪や、定期的な排雪が必要である。
経理の状況	B	ほぼ適正に運営できている。	駅前会館の収入でみなみ会館の不足分を補っている。今年度はコロナの影響で収入半減したが、市からの指定管理料と基金によって、適正に運営できている。
団体の財務状況	B	駅前会館は毎年基金積み立てができている。	駅前会館は利用率が高く、基金積立が可能である。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	協定書、基準書等の内容に基づき概ね適正に行われている。	コロナの影響で利用率の減少が加速している。利用率向上を図るための対策を指定管理者と検討を重ねる。
施設の管理	B	利用者の安全を第一に施設内外の環境整備や維持管理が概ね適正に行われている。	今後も適正に管理運営がされるよう、指定管理者と検討を重ねる。
経理の状況	C	新型コロナウイルス感染症の影響による減収への対応として、指定管理料を追加しており、支出を抑制するなど収支均衡化のための対策を講じている。また、帳簿等の整理・保管は適正に行われている。	新型コロナウイルス感染症の影響に対して対策を講じながら、適正な経理状況となるよう努めていただく。
団体の財務状況	B	安定した経済基盤を有している。	今後もコロナの影響が懸念される状況が続くため、安定した財務状況を維持するために指定管理者と検討を重ねる。

【評価の視点】

評価区分	評 価 の 視 点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準☒

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する